

はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダー実施要領

(目的)

第1条 この要領は、柏市内在住のお子さんが生まれる予定のかた及びお子さんを養育しているかたをはぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーに任命し、子育てに関する情報、柏で子育てする様子及びその魅力などを Instagram で子育てするかたの視点で発信することにより、子育て世帯の方がまさに必要としている情報を届けるとともに、子育てしやすい街としてのイメージの醸成を図ることを目的とする「はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダー」の実施について、必要な事項を定める。

(はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの要件)

第2条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーは、次の各号に該当する者の中から柏市が任命する者とする。ただし、柏市が認めた場合、この限りではない。

- (1) 原則として、お子さんが生まれる予定のかた又はお子さんを養育していること
- (2) 柏市に在住していること
- (3) はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーとして発信に利用する Instagram アカウントを保有していること、なお、当該アカウントの投稿内容は公開すること
- (4) はぐはぐ柏 Instagram をフォローしていること
- (5) 柏市で子育てする様子やその魅力について情報発信する意欲を持っていること

(任命期間)

第3条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの任命期間は、任命日から任命後最初の3月31日までとする。

(定員)

第4条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの定員は設けない。

(活動内容)

第5条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーは次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 柏市での子育てについて、投稿を見た子育てをする方が真似及び参考としたくなるような発信をすること。発信の内容については、下記

の項目を想定している。

ア お子さんとの日常の様子

イ お子さんと一緒に楽しめる場所やお店

ウ 市内施設（民間施設を含む）の利用や市内イベントへの参加等

エ 市の子育て施策を活用して良かったこと

オ その他子育てに役立つ情報等

(2) 柏市が発信する取材先候補リスト等をもとに施設等を訪れて、施設情報や感想を発信すること。

(3) アンケートの記入，意見交換会への参加，オンラインコンテンツ制作など，こども政策課からの依頼に積極的に応じること。

(投稿)

第6条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーは，前条第1号及び第2号の活動をする際は，写真及び動画を積極的に投稿すること。なお，投稿に当たっては，次の各号の定める内容に留意すること。

(1) はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの投稿内容に他人の文章を流用してはならない。

(2) はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの写真を含む投稿内容を広報目的で使用することができる。

(3) 撮影許諾のない第三者が個人の特定される状態で写っていないこと

(4) その他，投稿について必要な事項は別に定める。

(活動における禁止事項)

第7条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーは活動を通じて次の各号に定める行為を行ってはならない。ただし，はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーとして行わない個人の SNS アカウントへの投稿については，この限りではない。

(1) 掲載の許可を得ていない内容

(2) 公序良俗に反する内容

(3) 当ページの目的に対して著しく乖離する内容

(4) 柏市または第三者を誹謗，中傷し，または名誉もしくは信用を傷つける内容

(5) 政治活動，選挙活動，宗教活動またはこれらに類似する内容

(6) 違法な情報やおいせつな内容

(7) 柏市または第三者の著作権，肖像権，その他知的財産権を侵

害する内容

- (8) その他，運用管理者が不適切と判断した内容
(報酬等)

第8条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの活動は，無報酬とする。
(応募方法)

第9条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーに応募する者は，次の各号に定める内容を書類又は電子データで柏市へ提出する。

- (1) 住所
- (2) 名前
- (3) 子どもの年齢
- (4) Instagram アカウント
- (5) メールアドレス

2 前項により提出された内容の一部又は全部に虚偽の内容が認められた場合，次の条に定める任命を取り消すことがある。

(任命)

第10条 第2条に定める要件に基づき，柏市がはぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーとして任命する。

(変更報告)

第11条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーは，応募書類又はデータの記載内容に変更があった場合は，速やかに柏市に報告しなければならない。

(任命の取り消し)

第12条 柏市は，はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーが次の各号のいずれかに該当する場合は，はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの任命を取り消すことができる。

- (1) 応募内容に虚偽があった場合
- (2) はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの趣旨に反する行為があった場合
- (3) 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (4) 第5条に規定する活動が行われていない場合
- (5) 第7条に該当した場合

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか，はぐはぐ柏 Instagram 公式アン

バサダーの任命及び事業実施に係る必要な事項は，必要に応じて柏市が別に定める。

第14条 柏市は，はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの活動において発生した事故や怪我などの責任は負わず，参加者の自己責任とする。

附 則

この要領は，令和5年12月1日から施行する。